

問い合わせ相談窓口設置規程

(目的)

第1条 この規程は、保土ヶ谷区少年野球連盟(以下「本連盟」)が提起する倫理に関する相談・問い合わせに対応する体制を整備するため、「保土ヶ谷区少年野球連盟・問い合わせ相談窓口」(以下「相談窓口」)に関することを定めることを目的とする。

(体制)

第2条 相談窓口は、本連盟常任理事会にて所管する。

(利用対象者)

第3条 相談窓口を利用出来るものは、次の掲げるものとする。

- (1)保土ヶ谷区少年野球連盟所属する者
- (2)連盟所属の関係者
- (3)その他

(相談内容)

第4条 相談内容は、日本スポーツ協会「倫理に関するガイドライン」に掲げる事項についての相談に対応する事ができる。但し、これに関する以外の事項については対応しないものとする。

(相談等の方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、電子メールのみとし、連盟ホームページへ掲載する。なお、全ての相談について、匿名・偽名によるメール投稿は認めないものとする。

(手続き)

第6条 相談窓口は、相談者に対し相談等の内容を確認する。事案の相談を受けた場合には、速やかに常任理事会に報告する。報告を受けた常任理事会では、倫理委員会へそれを委嘱し、倫理委員会は事案の内容について、事実確認と処分案を審議し、理事会・常任理事会へ上程・助言する。理事会・常任理事会では、審議の上処分を決定する。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 連盟は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

(結果の開示)

第8条 相談等について、必要な対応を講じた場合、連盟は相談者等からの利害関係者からの請求に応じて、その内容を開示することができる。但し、それ以外からの開示請求については、正当な理由がある場合を除き、応じない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか実施に必要な事項は、常任理事会にて定めることができる。

附則

1. この規程は、平成30年9月23日から施行する。